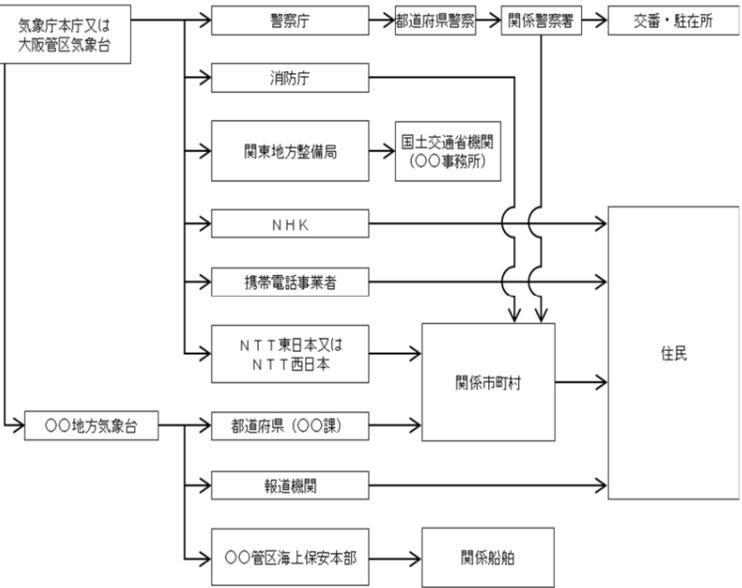
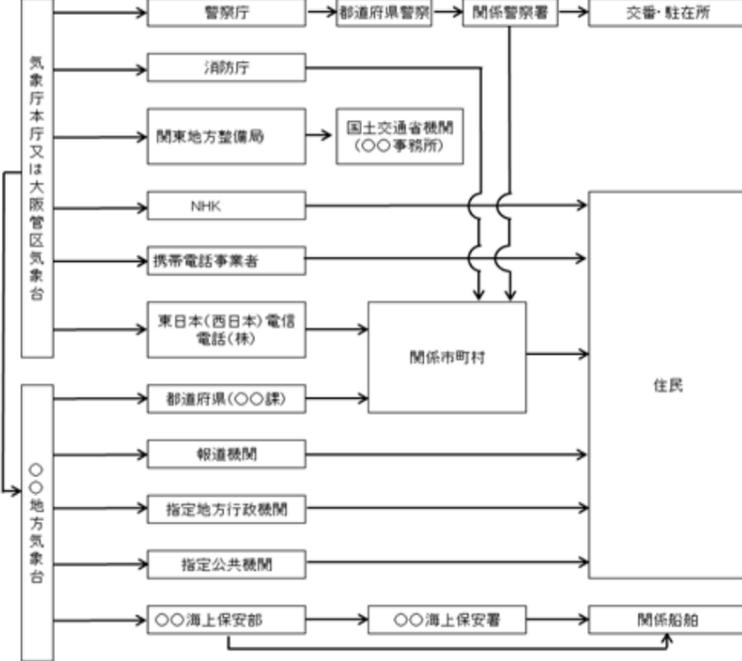


【水防計画作成の手引き（水防管理団体版）】 R5 年度改定新旧対照表

R5 改定案	現行（R4.8.6）	修正理由等
<p>第1章～第3章（略）</p> <p>第4章 予報及び警報</p> <p>4.1 気象庁が行う予報及び警報 （中略）</p> <p>（1）気象庁が発表又は伝達する注意報及び警報 （洪水注意報発表基準）（例）欄</p> <p>【備考】 （中略）</p> <p>※基準値は、各流域のすべての地点に設定しているが、欄内には主な河川における代表地点の基準値を記載している。主な河川の<u>ない</u>市町村等の基準値は空欄としている。 （以下略）</p> <p>（洪水警報発表基準）（例）欄</p> <p>【備考】 （中略）</p> <p>※基準値は、各流域のすべての地点に設定しているが、欄内には主な河川における代表地点の基準値を記載している。主な河川の<u>ない</u>市町村等の基準値は空欄としている。 （中略）</p> <p>（津波警報・注意報の種類）</p> <p>津波による災害の発生が予想される場合には、気象庁が、大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。</p> <p>（ア）種類</p> <p>大津波警報：津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される時発表（予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合）</p> <p>津波警報：津波による重大な災害のおそれがあると予想される時発表（予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合）</p> <p>津波注意報：津波による災害のおそれがあると予想される時発表（予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合）</p> <p>津波予報：（略）</p> <p>（イ）発表される津波の高さ等</p>	<p>第1章～第3章（略）</p> <p>第4章 予報及び警報</p> <p>4.1 気象庁が行う予報及び警報 （中略）</p> <p>（1）気象庁が発表又は伝達する注意報及び警報 （洪水注意報発表基準）（例）欄</p> <p>【備考】 （中略）</p> <p>※基準値は、各流域のすべての地点に設定しているが、欄内には主な河川における代表地点の基準値を記載している。主な河川の<u>内</u>市町村等の基準値は空欄としている。 （以下略）</p> <p>（洪水警報発表基準）（例）欄</p> <p>【備考】 （中略）</p> <p>※基準値は、各流域のすべての地点に設定しているが、欄内には主な河川における代表地点の基準値を記載している。主な河川の<u>内</u>市町村等の基準値は空欄としている。 （中略）</p> <p>（津波警報・注意報の種類）</p> <p>津波による災害の発生が予想される場合には、気象庁が、大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。</p> <p>（ア）種類</p> <p>大津波警報：津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される時発表（予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合）</p> <p>津波警報：津波による重大な災害のおそれがあると予想される時発表（予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合）</p> <p>津波注意報：津波による災害のおそれがあると予想される時発表（予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合）</p> <p>津波予報：（略）</p> <p>（イ）発表される津波の高さ等</p>	<p>・誤記の訂正</p> <p>・誤記の訂正</p> <p>・気象庁の表記に合わせて「最大波」を追記。</p> <p>・気象庁の表記に合わせて「最大波」を追記。</p> <p>・気象庁の表記に合わせて「最大波」を追記。</p>

【水防計画作成の手引き（水防管理団体版）】 R5 年度改定新旧対照表

R5 改定案	現行（R4.8.6）	修正理由等
<p>(中略)</p> <p>(津波注意報発表基準)(例) 「発表基準」欄 〇〇湾で予想される津波の最大波の高さが高いところで、0.2メートル以上1メートル以下である場合であって津波による災害のおそれがある場合</p> <p>(津波警報発表基準)(例) 「発表基準」欄 (大津波警報) 〇〇湾で予想される津波の最大波の高さが高いところで3メートルを超える場合 (津波警報) 〇〇湾で予想される津波の最大波の高さが高いところで1メートルを超え、3メートル以下である場合 (ウ)～(エ) (略)</p> <p>(2) 警報等の伝達経路及び手段 ①洪水等の場合 (略) ②津波の場合 (例)</p> 	<p>(中略)</p> <p>(津波注意報発表基準)(例) 「発表基準」欄 〇〇湾で予想される津波の高さが高いところで、0.2メートル以上1メートル以下である場合であって津波による災害のおそれがある場合</p> <p>(津波警報発表基準)(例) 「発表基準」欄 (大津波警報) 〇〇湾で予想される津波の高さが高いところで3メートルを超える場合 (津波警報) 〇〇湾で予想される津波の高さが高いところで1メートルを超え、3メートル以下である場合 (ウ)～(エ) (略)</p> <p>(2) 警報等の伝達経路及び手段 ①洪水等の場合 (略) ②津波の場合 (例)</p> 	<p>・気象庁の表記に合わせて「最大波」を追記。</p> <p>・気象庁の表記に合わせて「最大波」を追記。</p> <p>・気象庁の表記に合わせて「最大波」を追記。</p> <p>・最新のフロー図に更新</p>

【水防計画作成の手引き（水防管理団体版）】 R5 年度改定新旧対照表

R5 改定案	現行（R4.8.6）	修正理由等
<p><解説>（略）</p> <p>4.2～4.5（略）</p> <p>4.6 水防警報 4.6.1～4.6.3（略）</p> <p>4.6.4 津波に関する水防警報 （1）種類及び発令基準 （中略） ①～②（略） ③遠地津波のように、津波到来が予想されるが地理的状況等から当該地までの津波の到達予想時刻まで相当な時間があり、「活動可能時間」が十分に確保できる場合</p> <p><解説>（略）</p> <p>第5章（略）</p> <p>第6章 気象予報等の情報収集 気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイト でPC やスマートフォン、携帯電話から確認することができる。</p> <p>（1）気象情報 気象庁 ・あなたの街の防災情報 （以下略）</p> <p>（2）雨量・河川水位（略）</p> <p>（3）潮位・波高 （中略） 気象庁 （中略） ・海洋の健康診断表 https://www.data.jma.go.jp/kaiyou/shindan/index.html ・波浪に関するデータ https://www.data.jma.go.jp/kaiyou/shindan/index_wave.html</p> <p>（4）（略）</p>	<p><解説>（略）</p> <p>4.2～4.5（略）</p> <p>4.6 水防警報 4.6.1～4.6.3（略）</p> <p>4.6.4 津波に関する水防警報 （1）種類及び発令基準 （中略） ①～②（略） ③遠地津波のように、津波到来が予想されるが地理的状況等から当該地までの津波の到達予想時刻まで相当な時間があり、「活動可能時間」の確保が十分に確保できる場合</p> <p><解説>（略）</p> <p>第5章（略）</p> <p>第6章 気象予報等の情報収集 気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイト でPC やスマートフォン、携帯電話から確認することができる。</p> <p>（1）気象情報 気象庁 ・あなたの町の防災情報 （以下略）</p> <p>（2）雨量・河川水位（略）</p> <p>（3）潮位・波高 （中略） 気象庁 （中略） ・海洋の健康診断表 https://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/shindan/index.html ・波浪に関するデータ https://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/shindan/index_wave.html</p> <p>（4）（略）</p>	<p>・表現の適正化（「確保」の重複を削除）</p> <p>・気象庁の表記に合わせるため訂正。</p> <p>・URL の修正</p> <p>・URL の修正</p>

【水防計画作成の手引き（水防管理団体版）】 R5 年度改定新旧対照表

R5 改定案	現行（R4.8.6）	修正理由等
<p><解説>（略）</p> <p>第7章～第9章（略）</p> <p>第10章 水防活動</p> <p>10.1（略）</p> <p>10.2 巡視及び警戒</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）出水時</p> <p>（ア）～（イ）（略）</p> <p><解説></p> <p>【必須】（略）</p> <p>【推奨】（略）</p> <p>【任意】巡視に支障のない範囲で、<u>情報収集・伝達等に資するデジタル技術や</u> ICT 機器の活用ができる旨記載してもよい。</p> <p>【必須】（略）</p> <p>10.3～10.5（略）</p> <p>10.6 避難のための立退き</p> <p>①洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者、<u>滞在者その他の者</u>に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、〇〇警察署長にその旨を通知するものとする。</p> <p>②～③（略）</p> <p>10.7～10.8（略）</p> <p>第11章～第17章（略）</p> <p>資料編</p> <p>資料3-1 ～ 資料3-3（略）</p> <p>資料4-1 ～ 資料4-17（略）</p>	<p><解説>（略）</p> <p>第7章～第9章（略）</p> <p>第10章 水防活動</p> <p>10.1（略）</p> <p>10.2 巡視及び警戒</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）出水時</p> <p>（ア）～（イ）（略）</p> <p><解説></p> <p>【必須】（略）</p> <p>【推奨】（略）</p> <p>【任意】巡視に支障のない範囲で、ICT 機器の活用ができる旨記載してもよい。</p> <p>【必須】（略）</p> <p>10.3～10.5（略）</p> <p>10.6 避難のための立退き</p> <p>①洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、〇〇警察署長にその旨を通知するものとする。</p> <p>②～③（略）</p> <p>10.7～10.8（略）</p> <p>第11章～第17章（略）</p> <p>資料編</p> <p>資料3-1 ～ 資料3-3（略）</p> <p>資料4-1 ～ 資料4-17（略）</p>	<p>・デジタル技術の活用ができる旨を明示。</p> <p>・平成 23 年水防法改正内容を追記（反映漏れ）。</p>

【水防計画作成の手引き（水防管理団体版）】 R5 年度改定新旧対照表

R5 改定案	現行（R4.8.6）	修正理由等																																																								
<p>資料4-18 津波に関する水防警報に係る基本的な考え方 (1)基本的な考え方 津波は、地震の発生地点から沿岸までの距離によって‘近地津波’と‘遠地津波’に大別でき、それぞれ沿岸までの津波到達時間が異なる。このため水防警報の発令に関しては、当該地での津波到達時間を念頭に、水防従事者の安全に配慮した水防の内容や発令基準を定めるものとする。</p> <p>1)近地津波と遠地津波への対応 【近地津波】(略) 【遠地津波】</p> <table border="1" data-bbox="270 663 798 1020"> <thead> <tr> <th rowspan="2">距離</th> <th colspan="2">水防警報</th> <th rowspan="2">情報収集</th> <th rowspan="2">出動</th> <th rowspan="2">到達時間</th> </tr> <tr> <th>震源</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">近い</td> <td rowspan="2">東南海地震</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>極めて短い</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>少し短い</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">遠い</td> <td rowspan="2">東北地方太平洋沖</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>長い</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>十分長い</td> </tr> </tbody> </table> <p>×発令しない △状況に応じて発令 ○発令 西日本からみた地震（津波）と水防警報の関係 イメージ</p> <p>(中略) 2)～3) (略)</p> <p>資料4-19 ～ 資料4-21 (略) 資料5-1 ～ 資料5-2 (略) 資料7 (略) 資料9 (略) 資料 10-1 ～ 資料 10-3 (略) 資料 14-1 ～ 資料 14-2 (略) 資料 16-1 ～ 資料 16-2 (略)</p>	距離	水防警報		情報収集	出動	到達時間	震源		近い	東南海地震	×	×	×	極めて短い	○	○	○	少し短い	遠い	東北地方太平洋沖	○	△	△	長い	○	△	△	十分長い	<p>資料4-18 津波に関する水防警報に係る基本的な考え方 (1)基本的な考え方 津波は、地震の発生地点から沿岸までの距離によって‘近地津波’と‘遠地津波’に大別でき、それぞれ沿岸までの津波到達時間が異なる。このため水防警報の発令に関しては、当該地での津波到達時間を念頭に、水防従事者の安全に配慮した水防の内容や発令基準を定めるものとする。</p> <p>1)近地津波と遠地津波への対応 【近地津波】(略) 【遠地津波】</p> <table border="1" data-bbox="1317 657 1863 1035"> <thead> <tr> <th rowspan="2">距離</th> <th colspan="2">水防警報</th> <th rowspan="2">情報収集</th> <th rowspan="2">出動</th> <th rowspan="2">到達時間</th> </tr> <tr> <th>震源</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">近い</td> <td rowspan="2">東南海地震</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>到達時間極めて短い</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>到達時間少し短い</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">遠い</td> <td rowspan="2">東北地方太平洋沖</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>到達時間時間長い</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>到達時間が十分長い</td> </tr> </tbody> </table> <p>×発令しない △状況に応じて発令 ○発令 西日本からみた地震（津波）と水防警報の 関係イメージ</p> <p>(中略) 2)～3) (略)</p> <p>資料4-19 ～ 資料4-21 (略) 資料5-1 ～ 資料5-2 (略) 資料7 (略) 資料9 (略) 資料 10-1 ～ 資料 10-3 (略) 資料 14-1 ～ 資料 14-2 (略) 資料 16-1 ～ 資料 16-2 (略)</p>	距離	水防警報		情報収集	出動	到達時間	震源		近い	東南海地震	×	×	×	到達時間極めて短い	○	○	○	到達時間少し短い	遠い	東北地方太平洋沖	○	△	△	到達時間時間長い	○	△	△	到達時間が十分長い	<p>・図の修正</p>
距離		水防警報					情報収集	出動			到達時間																																															
	震源																																																									
近い	東南海地震	×	×	×	極めて短い																																																					
		○	○	○	少し短い																																																					
遠い	東北地方太平洋沖	○	△	△	長い																																																					
		○	△	△	十分長い																																																					
距離	水防警報		情報収集	出動	到達時間																																																					
	震源																																																									
近い	東南海地震	×	×	×	到達時間極めて短い																																																					
		○	○	○	到達時間少し短い																																																					
遠い	東北地方太平洋沖	○	△	△	到達時間時間長い																																																					
		○	△	△	到達時間が十分長い																																																					

【水防計画作成の手引き（水防管理団体版）】 R5 年度改定新旧対照表

R5 改定案	現行（R4.8.6）	修正理由等
<p>資料 17-1 水防協力団体指定要領(例)</p> <p>〇〇市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)水防協力団体指定要領</p> <p>1. 通則 <u>〇〇市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)における水防協力団体の指定は、水防法(以下「法」という。)及び国土交通省令(以下「省令」という。)その他の法令並びに関連通知のほか、この要領に定めるところにより行う。</u></p> <p>2. 水防協力団体の要件(法第 36 条第1項関係) <u>水防協力団体の指定に当たっては、法第 36 条に基づき、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして省令で定める団体(以下「法人等」という。)であり、かつ、反社会的勢力でないことをその要件とする。</u></p> <p>3. 水防協力団体の業務(法第 37 条関係) <u>水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、業務を行うに当たっては、水防管理者の所轄下にある水防団又は消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。</u> (1)～(6) (略)</p> <p>4. 水防協力団体の申請方法(法第 36 条第1項・第3項関係) (1)水防協力団体の要件を満たす者で、〇〇市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者<u>あて</u>に「〇〇市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)水防協力団体指定申請書」(資料 17-2)に「水防協力団体活動業務計画書」(資料 17-3)及び「水防協力団体組織体制一覧表(連絡先)」(任意様式)を添えて申請するものとする。 (2)(略)</p> <p>5. 水防協力団体の指定(法第 36 条第2項・第4項関係) (1)水防管理者は、前項の申請の審査を行い、業務を適正かつ確実に行うことができる法人等であると認められる場合は、水防協力団体として指定すること</p>	<p>資料 17-1 水防協力団体指定要領(例)</p> <p>〇〇市(町)水防協力団体指定要領</p> <p>1. 趣旨 〇〇市(町)では、水防団員数の減少、サラリーマン化による実際に出動できない水防団員の増加並びに市民及び民間団体が自主的に災害救援活動に取り組む動きの活発化等、近年の水災防止体制を取り巻く環境の変化を踏まえ、本市(町)における水防団及び水防を行う消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他水防活動に協力することを目的に、水防法(以下「法」という。)に基づき、水防協力団体を指定することとした。</p> <p>2. 水防協力団体の要件(法 36 条第1項関係) 水防協力団体は、法第 36 条に基づき、法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有し、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる者とする。</p> <p>3. 水防協力団体の業務(法 37 条関係) 水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、水防責任を有する水防管理者の所轄下にある水防団又は消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。 (1)～(6) (略)</p> <p>4. 水防協力団体の申請方法(法 36 条第1項・第3項関係) (1)水防協力団体の要件を満たす者で、〇〇市(町)水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者(〇〇市(町)長)(〇〇市(町)△△部□□課)に「〇〇市(町)水防協力団体指定申請書」(資料 17-2)に「水防協力団体活動業務計画書」(資料 17-3)及び水防協力団体組織体制一覧表(連絡先)」(任意様式)を添えて、2部提出するものとする。 (2)(略)</p> <p>5. 水防協力団体の指定(法第 36 条第2項・第4項関係) (1)水防管理者(〇〇市(町)長)は前項の申請により業務を適正かつ確実に行うことができると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。</p>	<p>・水防管理団体が区、村、水防事務組合、水害予防組合の場合があるため例示を追記。</p> <p>・「趣旨」を「通則」に改め、文章を修正。</p> <p>・脱字の訂正 ・表現の適正化</p> <p>・法人等が反社会的勢力でないことを明記。</p> <p>・脱字の訂正 ・表現の適正化</p> <p>・脱字の訂正 ・水防管理団体が区、村、水防事務組合、水害予防組合の場合があるため例示を追記。 ・表現の適正化 ・脱字の修正 ・書面でも電子データでも提出を可とするため表現を適正化。</p> <p>・表現の適正化 ・表現の適正化</p>

【水防計画作成の手引き（水防管理団体版）】 R5 年度改定新旧対照表

R5 改定案	現行（R4.8.6）	修正理由等
<p>ができる。また、指定をしたときは、当該水防協力団体に対し、「〇〇市（<u>区、町、村、水防事務組合、水害予防組合</u>）水防協力団体認定書」（資料 17-4）を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>6. その他 (1) この要領を変更する必要が生じたときは、関係機関と調整の上、改訂するものとする。 (2) 略</p> <p>附 則（略）</p>	<p>また、指定をしたときは、当該水防協力団体に対し、「〇〇市（町）水防協力団体認定書」（資料 17-4）を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>6. その他 (1) この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。 (2) 略</p> <p>附 則（略）</p>	<p>・水防管理団体が区、村、水防事務組合、水害予防組合の場合があるため例示を追記。</p> <p>・表現の適正化</p>
<p>資料 17-2「水防協力団体指定申請書様式(例)」</p> <p>〇〇市（<u>区、町、村、水防事務組合、水害予防組合</u>）水防協力団体指定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>〇〇市（<u>区、町、村、水防事務組合、水害予防組合</u>）水防管理者 〇〇市（<u>区、町、村</u>）長 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 （事務所所在地） 団体の名称 代表者氏名</p> <p>水防法第 36 条第 1 項及び〇〇市（<u>区、町、村、水防事務組合、水害予防組合</u>）水防協力団体指定要領第 4 の規定に基づき、〇〇市（<u>区、町、村、水防事務組合、水害予防組合</u>）水防協力団体の指定を受けたいので、別添「水防協力団体協力活動業務計画書」（資料 17-3）を添えて申請します。</p>	<p>資料 17-2「水防協力団体指定申請書様式(例)」</p> <p>〇〇市（町）水防協力団体指定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>〇〇市（町）水防管理者 〇〇市（町）長 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 （事務所所在地） 団体の名称 代表者氏名</p> <p>水防法第 36 条第 1 項及び〇〇市（町）水防協力団体指定要領第 4 の規定に基づき、〇〇市（町）水防協力団体の指定を受けたいので、別添「水防協力団体協力活動業務計画書」（資料 17-3）を添えて申請します。</p>	<p>・水防管理団体が区、村、水防事務組合、水害予防組合の場合があるため例示を追記。</p> <p>・水防管理団体が区、村、水防事務組合、水害予防組合の場合があるため例示を追記。</p> <p>・水防管理団体が区、村、水防事務組合、水害予防組合の場合があるため例示を追記。</p>

【水防計画作成の手引き（水防管理団体版）】 R5 年度改定新旧対照表

R5 改定案	現行（R4.8.6）	修正理由等
<p>資料 17-5「水防協力団体との水防協働活動実施要領(例)」</p> <p>〇〇市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)における水防協力団体との水防協働活動実施要領</p> <p>1. 通則 〇〇市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体と、水防団又は水防活動を行う消防機関(以下「水防団等」という。)との連携については、水防法及びその関連通知並びに〇〇市(区、町、村)水防計画(地域防災計画)のほか、この要領に定めるところによる。</p> <p>2. 水防団等と水防協力団体との連携(水防法第 38 条関係) 水防法第 36 条及び〇〇市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、水防団等による水防活動に対する協力業務であり、〇〇市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)からの情報提供や指導、助言を受け、水防団等と密接に連携して行うものとする。</p> <p>3. 活動報告書の提出(水防法第 39 条関係) 水防管理者は、水防団等と連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体活動報告書」(資料 17-6)を提出させることができる。</p> <p>4. 情報提供等(水防法第 40 条関係) 水防管理者は、〇〇市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)水防協力団体指定要領4に基づき提出された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報の提供や指導、助言を行う。</p> <p>5. その他 (1)この要領を変更する必要があるときは、関係機関と調整の上、改訂するものとする。 (2) (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>資料 17-5「水防協力団体との水防協働活動実施要領(例)」</p> <p>〇〇市(町)における水防協力団体との水防協働活動実施要領</p> <p>1. 趣旨 〇〇市(町)における水防活動は、〇〇市(町)水防計画書に活動内容を明記しているところであるが、水防法が一部改正され、水防協力団体制度が創設されたことに伴い、本市(町)において水防協力団体を指定した際に水防団及び水防活動を行う消防機関と水防協力団体との水防活動の連携、協働業務等について本要領に定めるものとする。</p> <p>2. 水防団等と水防協力団体との連携(水防法 38 条関係) 水防法第 36 条及び〇〇市(町)水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、水防団又は水防を行う消防機関による水防活動に対する協力業務であり密接な連携の下、活動を行うものとする。</p> <p>3. 活動報告書の提出(水防法第 39 条関係) 連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、指定された水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体活動報告書」(資料 17-6)を提出させることができる。</p> <p>4. 情報提供等(水防法第 40 条関係) 水防管理者は、〇〇市(町)水防協力団体指定要領4に基づき提出された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報や指導、助言を行う。</p> <p>5. その他 (1)この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。 (2) (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>・水防管理団体が区、村、水防事務組合、水害予防組合の場合があるため例示を追記。</p> <p>・資料 17-1の「1. 」と平仄を合わせる。</p> <p>・水防管理団体が区、村、水防事務組合、水害予防組合の場合があるため例示を追記。</p> <p>・表現の適正化及び内容の明確化</p> <p>・脱字の訂正</p> <p>・水防管理団体が区、村、水防事務組合、水害予防組合の場合があるため例示を追記。</p> <p>・表現の適正化</p> <p>・表現の適正化。</p> <p>・水防管理団体が区、村、水防事務組合、水害予防組合の場合があるため例示を追記。</p> <p>・表現の適正化</p> <p>・表現の適正化</p>

【水防計画作成の手引き（水防管理団体版）】 R5 年度改定新旧対照表

R5 改定案	現行（R4.8.6）	修正理由等
<p>資料 17-6「水防協力団体協力活動報告書様式(例)」</p> <p>〇〇市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)水防協力団体協力活動報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>〇〇市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)水防管理者〇〇市(区、町、村)長 様</p> <p style="text-align: center;">住 所 (事務所所在地) 団体の名称 代表者氏名</p> <p>別紙のとおり水防協力活動を実施したので、〇〇市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)水防協力団体との水防協働活動実施要領第3の規定に基づき提出します。</p>	<p>資料 17-6「水防協力団体協力活動報告書様式(例)」</p> <p>〇〇市(町)水防協力団体協力活動報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>〇〇市(町)水防管理者 〇〇市(町)長 様</p> <p style="text-align: center;">住 所 (事務所所在地) 団体の名称 代表者氏名</p> <p>別紙のとおり水防活動を実施しましたので、〇〇市(町)水防協力団体指定要領第6の規定に基づき提出します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水防管理団体が区、村、水防事務組合、水害予防組合の場合があるため例示を追記。 ・水防管理団体が区、村、水防事務組合、水害予防組合の場合があるため例示を追記。 ・表現の適正化(水防協力団体の業務は、一義的には水防に協力することであるため)。 ・水防管理団体が区、村、水防事務組合、水害予防組合の場合があるため例示を追記。 ・誤記の訂正。